ASAHI NEWS

令和7年5月10日
第182号

朝日税理士法人　城南支社
TEL:03-3700-3331
FAX:03-3700-8942
http://www.asahitax.jp

■■■ ５月の主な予定 ■■■

税務・会計

3月決算法人の確定申告：6月2日（法人税、消費税、事業税、住民税）

所得税確定申告の延納届出に係る延納税額の納付：6月2日

自動車税の納付：都道府県が条例で定める日

経営・経済

5月16日：第1四半期GDP速報値（内閣府）

5月21日：貿易統計発表（財務省）

5月23日：全国消費者物価指数発表（総務省）

5月29日：米・第4四半期GDP確定値発表（米・商務省）

5月30日：有効求人倍率発表（厚労省）

5月30日：鉱工業生産・出荷・在庫指数速報発表（経産省）

ASAHI NEWS （資産税）
令和7年5月10日発行

朝日税理士法人 城南支社
TEL:03-3700-3331
FAX:03-3700-8942
http://www.asahitax.jp

「特定親族特別控除の創設、配偶者控除等の所得要件の改正」

令和7年度税制改正により、所得税の基礎控除や給与所得控除の見直し等が行われました。

昨年までは「103万円の年収の壁」がありましたが、改正によりその基準が引き上げられました。この改正により扶養内で働く場合にも、今までよりも柔軟な働き方ができるようになりましたので、今号では新たに創設された特定親族特別控除と配偶者控除、配偶者特別控除の所得要件の改正についてご紹介します。

特定親族特別控除

特定親族とは、納税者と生計を一にする19歳以上23歳未満の親族で合計所得金額（以下、「所得」）が58万円超123万円以下の人をいいます。

改正前には、19歳以上23歳未満の子供を扶養する場合、子供の所得が48万円以下（給与収入目安103万円以下）であれば親が所得控除を63万円受けることができました。しかし、子供が働きすぎて所得が48万円超になると扶養から外れてしまうため、親が知らないうちに扶養から外れてしまうということがありました。

今回の改正により、子供の所得が58万円以下までは特定扶養親族として親が63万円の控除を受けられます。子供の所得が58万円超85万円以下であっても、新たに創設された特定親族特別控除により親が63万円の控除を受けることができます。さらに子供の所得が150万円超188万円以下の場合でも段階的に親の控除額が減少していく形に改正が行われました。

特定親族の合計所得金額	給与収入金額（目安）	創設後（特定親族特別控除額）	創設前
58万円超　85万円以下	123万円超　150万円以下	63万円	給与収入金額で103万円を超えると扶養控除なし
85万円超　90万円以下	150万円超　155万円以下	61万円	
90万円超　95万円以下	155万円超　160万円以下	51万円	
95万円超　100万円以下	160万円超　165万円以下	41万円	
100万円超　105万円以下	165万円超　170万円以下	31万円	
105万円超　110万円以下	170万円超　175万円以下	21万円	
110万円超　115万円以下	175万円超　180万円以下	11万円	
115万円超　120万円以下	180万円超　185万円以下	6万円	
120万円超　123万円以下	185万円超　188万円以下	3万円	

配偶者控除、配偶者特別控除

基礎控除の改正に伴い、配偶者控除や配偶者特別控除を適用できる配偶者の所得が引き上げられました。

配偶者控除等の適用を受ける納税者本人の所得が900万円以下の場合、配偶者控除等を適用できる配偶者の所得金額は下表の額となります。

配偶者の合計所得金額	給与収入金額（目安）	適用される控除	所得控除額
58万円以下	123万円以下	配偶者控除	38万円
58万円超 95万円以下	123万円超 160万円以下	配偶者特別控除	38万円
95万円超 133万円以下	160万円超 201万5,999円以下	配偶者特別控除	配偶者の所得金額に応じ段階的に控除額が減少

※ 配偶者控除等の適用を受ける納税者本人の所得が900万超950万円以下の場合や950万円超1,000万円以下の場合、上記の額とは異なります。なお、所得が1,000万円を超える場合は配偶者控除等の適用はありません。

適用時期

令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用となります。
給与の源泉徴収事務については令和7年11月までは変更はありません。

※上記に関する詳細につきましては、当社担当者へお問い合わせ下さい。

ASAHI NEWS （法人税）
令和7年5月10日発行

朝日税理士法人 城南支社
TEL:03-3700-3331
FAX:03-3700-8942
http://www.asahitax.jp

リース会計基準の変更に伴う税制の見直し（令和7年度税制改正）

令和6年9月13日に公表された新リース会計基準は、令和9年4月1日以後開始事業年度からの適用となりますが、例外的に令和7年4月1日開始事業年度からの適用も可能なため、令和7年度税制改正で税務上の取扱いも一部が見直されています。今回は改正点の主要な部分をご紹介します。

リース取引の新会計基準とは？

新リース会計基準への変更は、主に借手側の処理の見直しとなっています。
原則として、全てのリースを借手側はオンバランス（資産・負債計上）することが求められます。

【重要！】 強制適用は上場企業等のみで、未上場会社（中小企業など）は従来通りの会計処理を継続可能

＜現行リース会計基準と新リース会計基準の相違＞

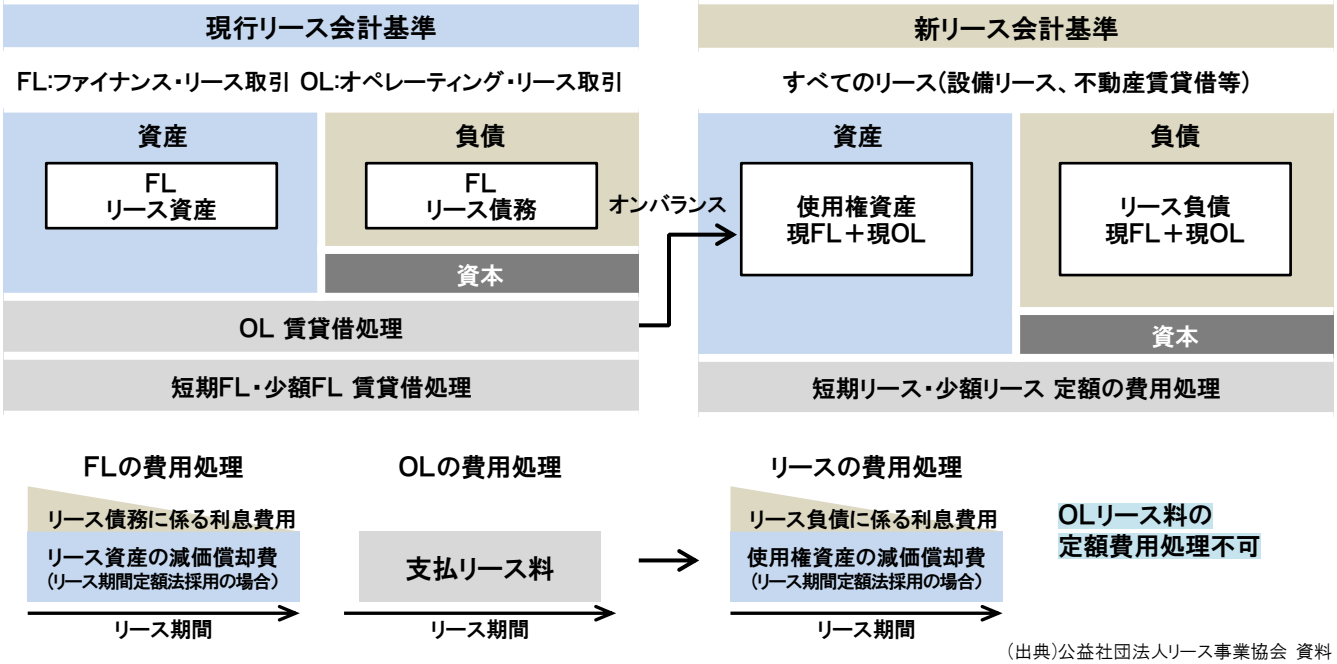

（出典）公益社団法人リース事業協会 資料

令和7年度税制改正における主な見直し内容は？

【改正1】オペレーティング・リース取引は従前から損金算入でしたが、その損金算入額の計算方法が明確化されました。

損金算入額＝賃借に要する費用＋事業供用のために直接要する費用－法人税法上の原価の額
－固定資産の取得に要したとされるべき費用の額及び繰延資産となる費用の額

【改正2】所有権移転外リース取引の減価償却で、リース期間定額法の計算は取得価額に含まれる残価保証額を控除しない計算方法に変更されたため、リース期間経過時点に備忘価額の1円まで償却できるようになりました。

【改正3】リース譲渡に係る延払基準が廃止になりました（一部経過措置あり）。

【改正4】地方税の外形標準課税（付加価値割）の課税標準の算定方法の見直し：オペレーティング・リース取引により土地又は家屋の賃借料を支払う金額がある場合に損金算入される部分があるときは、支払賃借料とされます。

新リース会計基準では、全てのリース取引を原則オンバランスとされますが、税法においては従来のファイナンス・リースとオペレーティング・リースの取扱いは変更されていないため会計と税務の差異が生じます。
よって、税務申告では別表調整や台帳管理など、会社側の事務負担が増大する可能性があります。
とくに、未上場会社においては、この新会計基準の適用は強制されないため、適用するかどうかについては十分に検討されることをおすすめします。

リース会計基準の詳細については、企業会計基準委員会（ASBJ）のHPをご参照ください。
https://www.asb-j.jp/jp/accounting_standards/y2024/2024-0913.html